

注意・警戒情報

「**自然災害で傷んだ屋根は火災保険で修理できる**」
との勧誘に注意！

ずさんな工事や高額請求がくることも！！

保険会社の業界団体のような名前のところから電話があり、「火災保険を使って、自然災害で被害を受けた屋根の修理ができる。保険申請のサポートもするし、負担は一切ない」と勧誘された。

ちょうど台風で屋根が傷んでいたもので、後日来訪した工事業者と契約をしたが、やはり地元の業者に頼みたいと思って解約を申し出ると、解約料は保険金の50%だという。高額すぎないか！？



アドバイス

- ◆ 屋根に限らず「**自然災害での家の被害は火災保険で修理できる**」との勧誘から、トラブルが発生しています。
- ◆ 電話や訪問のほか、インターネット上の広告や「被災調査」の投込チラシにも注意が必要です。
- ◆ 無料で保険申請を手伝うとの勧誘もありますが、工事契約に加え「**保険申請サポート**」の名目で「**申請支援及び補修工事請負契約書**」や「**覚書**」にサインを求められることもあります。
- ◆ 実際の工事内容が、**見積書の内容とは違い、ずさんだったり、工事の前に保険会社から支払われた保険金の全額を振り込むよう指示される場合もある**ので、注意してください。
- ◆ 自然災害での家の被害が、保険の補償対象になる場合もありますが、損害を受けたら、まずは**自分で直接、損害保険会社や保険代理店に連絡**して、どのようにしたらよいか確認しましょう。
- ◆ 工事を依頼する場合には、**自分で選んだ複数の業者から見積もりを取る**ようにしましょう。

消費生活相談は・・・

保険で修理 ^{ひと}他人に任せて **トラブルに！**

ゼロ・ゴ-・ナ・ゼロ 守ろうよ、みんなを！
消費者ホットライン ☎ **0570-064-370**

(身近な消費生活相談窓口につながります。)

お金のことで悩んでいませんか？

- 「多重債務で生活に行き詰まってしまった」
- 「税金、健康保険料が払いたくても払えない」
- 「住宅ローンや教育費が家計の負担になっている」
- 「借金をしない生活を営めるようになりたい」
- 「家族が借金を繰り返して困っている」

こんなことで困っている方は、ひとりで悩まないで・・・

生活再建支援相談 に相談しましょう！

- ・ 相談内容に適した専門機関※の案内や債務整理に関する情報提供に加え、家計管理などを含め借金をしない生活を営めるよう、専門家が今後の生活の立て直し等についてアドバイスします。
- ・ 相談は無料です。

※ 横浜弁護士会、神奈川県司法書士会、日本司法支援センター「法テラス」神奈川事務所

- * 電話相談 毎日13時～18時
- * 面接相談 予約制（事前にお電話ください）

いちはやい
☎ 045-312-1881



相談しやすい
便利な3つの
ポイント！

- ① 相談時間は60分～90分
⇒ 相談内容を詳しく聞けます！
- ② 土曜・日曜、祝・休日も相談可
⇒ かながわ県民センターの休館日、年末年始以外は相談できます！
- ③ 平日夕方17時30分からや、土日の午前中も面接可
⇒ 相談時間帯も幅広く取れます！

通信販売トラブル110番



「新聞広告を見て、1週間お試しの健康食品を申し込んだら、その後も商品を送ってきて代金を請求された！」
「テレビショッピングでモバイル通信の2年契約がついている100円のパソコンを購入した。商品到着後2週間して返品を申し出たが、できないと言われた！」
など、通信販売に係る契約トラブルについての特別相談を行います。

相談日： 7月26日(木)、27日(金)
時間： 9時30分～19時
電話： 0570-064-370

(身近な消費生活相談窓口につながります。)



どうしたらいいの？

困ったな・・・



神奈川県

困った時は、一人で悩まず地元市町村の消費生活相談窓口にご相談しましょう

県民局暮らし文化部消費生活課 普及推進グループ

《かながわの消費生活のページ》<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/fl/00548/>

横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 〒221-0835 電話:045-312-1121(代表) / FAX:045-312-3506